

一級河川球磨川水系川辺川ダム建設事業に係る公聴会における
公述人等が遵守すべき事項について

令和7年 8 月 18 日

国土交通大臣

中 野 洋 昌

土地収用法(昭和 26 年法律第 219 号)第 23 条第1項の規定に基づき開催する標記の公聴会について、土地収用法施行規則(昭和 26 年建設省令第 33 号)第 11 条の2第2項の規定に基づき、公述人等(公述人及び質問に対して答弁する起業者をいう。以下同じ。)が遵守すべき事項を以下のとおり定める。

- ①公聴会においては、議長及び議長補助者の指示並びに国土交通大臣の委託を受けた者の案内に従ってください。
- ②公述人等は、公述の当日、国土交通大臣が「公聴会において意見を述べることができる時間等について(通知)」において通知した公述の予定の開始時刻までに余裕をもって来場していただき、人吉市カルチャーパレス(以下「会場」という。)の受付にて、当該通知及び身分を証明できるものを呈示してください。
- ③受付後は、受付でお伝えする公述人控席に着席の上、議長からの登壇の指示をお待ちください。
- ④国土交通大臣が通知した公述の予定の開始時刻に遅れた場合、又は議長が登壇を指示した際に公述人控席にいない場合は、議長により公述時間が短縮される又は公述できないとされることがあります。
- ⑤公述を行う際には、議長が登壇を指示しますので、指示に従って登壇してください。登壇した方のみ公述を行うことができます。
- ⑥起業者が質問に対し答弁する場合を除き、登壇することができるのは、原則として公述人本人のみです。ただし、起業者以外の公述人本人がやむを得ない事情により出席できない場合に備えてあらかじめ代理人を選任する場合には、「公聴会において意見を述べることができる時間等について(通知)」の際に同封する「公述人等が遵守すべき事項等の送付等について」に記載する「公述の代理に当たり留意すべき事項」に従うことを条件に、代理人に公述を行わせることができます。代理人による公述を希望される場合は、「公述人等が遵守すべき事項等の送付等について」の別紙様式「公述の代理権限を証する書面」に必要事項を記載の上、郵送による場合は令和7年9月2日まで(必着)、FAX、電子メール又は持参による場合は令和7年9月2日 17:00 までに【問い合わせ先】に提出してください。
- ⑦意見の陳述及び質問にあたりパソコンを使用される方でパソコン操作の補助が必要な場合には、1 件あたり1 名の補助者の登壇を認めます。なお、補助者は意見の陳述及び質問をすることはできません。
- ⑧起業者が質問に対し答弁する場合を除き、同一人が複数件において登壇することはできません。
- ⑨公述は、議長の指示に従って開始してください。
- ⑩公述1 件当たりの公述時間は、「公聴会において意見を述べることができる時間等について(通知)」において通知した意見を述べる時間となります。この公述時間には、起業者に質問をされる場合の質問及びそれに対する答弁に要する時間を含みます。
- ⑪公述時間を超える場合は、議長より公述の禁止を命じられることになります。質問に対する答弁も含め、公述時間内に終了するようにしてください。
- ⑫他の公述人との公述時間の融通は認められません。

- ⑬公述は、公述の申出書に記載された次の2通りの方法のいずれかによってください。
- ・専ら御自分の意見のみを述べていただく方法
 - ・御自分の意見を述べるのと併せて、起業者に質問し答弁を聞く方法
- ⑭意見の陳述及び質問は、土地収用法施行規則第11条第2項及び第3項の規定により、標題の事業の範囲並びに申出書に記載された意見の要旨及び質問の要旨の範囲内で行わなければならない、この範囲を超えて意見の陳述及び質問をした場合は、議長によりその発言を禁止されることがあります。
- ⑮公述では、起業者以外の者を質問の相手方として答弁を求めることはできません。
- ⑯公述において不穏当な言動は行ってはならず、このような行為があった場合は議長により発言を禁止されることがあります。
- ⑰公述は、口頭により行うこととし、資料等を配布することはできません。備え付けのパソコン及び視聴覚機器（プロジェクター）の利用は、「公聴会において意見を述べることができる時間等について（通知）」の際に同封する「公述等におけるパソコン等の利用について（お知らせ）」に従って、事前にデータを提出された方に限り認めます。なお、公述人自らが持ち込んだ機材（パソコン、タブレット、スマートフォン、視聴覚機器（プロジェクター）等）を使用することはできません。
- ⑱公述が終了した場合、又は議長により公述の禁止を命じられた場合は、議長の指示に従い速やかに降壇してください。
- ⑲会場内での撮影・録音・録画は禁止します。

上記事項に違反した場合、議長により会場から退場を命じられることがあります。この退場命令に従わない者が多数いることにより公聴会の運営が困難となったとき等の場合においては、議長により公聴会を打ち切ることがあります。当該打ち切りの後においては公述はできません。

なお、公述人にあつてはその公述時間、質問に対して答弁する起業者にあつてはその答弁をしなければならないこととなる公述人の公述時間を除いては、傍聴人とみなされるため、傍聴人とみなされる間は、傍聴人が遵守すべき事項を守ってください。

【問い合わせ先】

本公聴会に関するお問い合わせは、以下の部局をお願いします。

国土交通省不動産・建設経済局総務課土地収用管理室

住 所：〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

電 話：03-5253-8111（内線 24164）

F A X：03-5253-8927

電子メールアドレス：hqt-expr03@gxb.mlit.go.jp

開庁時間は、月曜日から金曜日（祝祭日を除く。）の9時30分～18時15分（12時～13時を除く。）です。

なお、『人吉市カルチャーパレス』へのお問い合わせは、御遠慮ください。